

苫小牧市立泉野小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。

また、こうした取組を進めるにあたっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめを教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。

(4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するように指導する。

(5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) 学校いじめ防止基本方針策定

① 国・北海道・苫小牧市のいじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

② 策定した学校基本方針については、学校のホームページ・学校便り等で公開する。

③ 学校いじめ防止基本方針の内容を入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

なお、年度途中の転入者等の場合も同様に当該児童及びその保護者に説明する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ問題対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長、養護教諭、当該学年担任、必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども支援課相談員等

② 活動

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめの防止に関すること

・認知したいじめの事案の対応に関すること

・いじめの問題に係る児童理解に関すること

③ 開催

・学期1回の定例会を開催する。

・いじめの事案が発生したときは、臨時に開催する。

- (3) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施
- ① 年間を通して定期的にいじめに関するアンケート調査、個人面談等を実施する。
なお、アンケートの取り扱いについては、平成28年4月26日付け苦教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査等の保管について」に基づき保管する。
 - ② いじめに疑いがあると判断される事例も含めてその状況を的確に把握する。
 - ③ 学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておく。
- (4) いじめの相談体制の整備
- ① 定期的な相談体制の整備
 - ② スクールソーシャルワーカーの活用
 - ③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
 - ④ 心の教育相談員の活用
- (5) いじめの防止等に係る教職員の資質向上
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。
- (6) 携帯電話等を通じて行われるいじめに関する対応
- 児童を対象に携帯安全教室を実施する。
- (7) いじめ（事案）の具体的な対応
- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
 - ② いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともにいじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及び、いじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
 - ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苦小牧市教育委員会及び、苦小牧警察署、児童相談所等と連携して対応する。
- (8) 重大事態への対応
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間で30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対応を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、苦小牧市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 当該事案の調査を行うための組織の設置について苦小牧市教育委員会から支持を受ける。
 - ③ 当該事案の調査の実施は、事実と向き合い、当該事案への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
 - ④ 調査結果については、いじめを受けた児童及び、その保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ⑤ 調査結果は、苦小牧市教育委員会を通じて、苦小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについて年間計画を作成する。
 - ① 校内研修の取組
 - ② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るために、チェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) PDCA サイクルに基づいた検証を学校評価と関連づけて行う。

泉野小学校いじめ防止全体計画

学校目標

- ◎最後まで意欲を持ち、集中して学ぶ子（知）
- ◎美しさに感動し、素直で思いやりのある子（情）
- ◎自分で正しく判断し、実行する子（意）
- ◎生命を尊重し、心身ともにたくましく忍耐強い子（体）



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童（生徒）、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 12月：活動評価（学校評価内でも実施） 1～2月次年度計画



いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）

定例会：学期1回（年3回）
臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

支持的風土のある学年
複数の教員による生徒観察と情報の共有



未然防止	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none">・フィルタリング教室・ネットモラル授業（総合）・いじめ根絶の取組（児童会・生徒会）・道徳の時間・学校便り等での啓発	<ul style="list-style-type: none">・定期的な調査（年3回）・年3回いじめアンケート・年間6回の教育相談・いじめ相談電話の周知・いじめ相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">・学年部会で事実関係把握・いじめ問題へのケア・事実関係の把握（担任等）・保護者との連携・情報の適切な記録・周知・報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録
学校全体での事態の分析・判断
教育委員会への報告
調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童（生徒）の心情に留意】
犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携
継続的な支援・観察

泉野小学校いじめ防止年間計画

4	いじめ防止基本方針作成（見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】 第1回いじめ対策委員会	
5	第1回いじめアンケート【生】	教育相談日①
6	いじめ調査【生】	教育相談日②
7	いじめ問題子どもサミット参加 第2回いじめ対策委員会【対】	
8	教育相談研修会【研修】	
9	第2回いじめアンケート【生】	教育相談日③
10	いじめ根絶の取組【児童会】	
11	いじめ調査【生】 第3回いじめアンケート【生】	教育相談日④
12	第3回いじめ対策委員会【対】	教育相談日⑤
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【管理職】	
2	フィルタリング教室（入学説明会）【教務】	教育相談日⑥
3	いじめ調査【生】 次年度改善方針決定【対】	

※【対】対策委員会、【生】生徒指導部、【教】教務部